社会福祉法人山ノ内町社会福祉協議会公益通報者保護に関する規程

令和７年１月 27 日　理事会議案第 12 号

（目的）

第１条 この規程は、社会福祉法人山ノ内町社会福祉協議会（以下「本会」という。）職員等からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、法令を遵守する経営の強化に資することを目的とする。

（窓口）

第２条 職員等からの通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）及び法令違反行為に該当するかを確認する等の相談に応じる窓口（以下「相談窓口」という。）を事務局に設置する。

（通報の方法）

第３条 通報窓口及び相談窓口の利用方法は、面会、書面、電話、電子メール、ファックスとする。内部通報は、自己の氏名及び所属を明らかにした上で行わなければならない。

（通報者及び相談者）

第４条 この規程による通報窓口及び相談窓口の利用者（以下「通報者等」という。）は、本会の職員とする。

（調査）

第５条 通報された事項に関する事実関係の調査は、事務局長が行う。 ただし、事務局長が原因者となった場合は、会長が行う。（以下「事務局長等」という。）

２　事務局長等は、調査する内容によって、関連する職場のメンバーからなる調査チームを設置することができる。

（協力義務）

第６条 各職場は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査チームに協力しなければならない。

（是正措置）

第７条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、本会は速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

（処分）

第８条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、本会は当該行為に関与した者に対し、

職員就業規則、再雇用職員就業規則、非常勤職員就業規則に従って、処分を課すことができる。

（通報者等の保護）

第９条 本会は、通報者等が通報又は相談したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

２　本会は、通報者等が通報又は相談したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を講じなければならない。また、通報者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者（通報者等の上司、同僚等を含む。）がいた場合には、職員就業規則、再雇用職員就業規則、非常勤職員就業規則に従って処分を課すことができる。

（個人情報の保護）

第 10 条 本会及びこの規程に定める業務に携わる役員及び職員は、通報、相談、調査等により得られた個人情報を漏えいしてはならない。

（調査結果及び是正結果の通知）

第 11 条 本会は、通報者等に対し、調査結果及び是正結果について、被通報者（当該通報に係る不正行為等に関与しているとして通報された者をいう。）の個人情報保護に配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

（不正の目的による通報）

第 12 条 通報者等は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他不正の目的をもって通報を行ってはならない。

２　本会は、前項の通報を行った職員に対し、職員就業規則、再雇用職員就業規則、非常勤職員就業規則に従って、処分を課すことができる。

（通報又は相談を受けた者の責務）

第 13 条 通報又は相談を受けた役員及び職員は、通報窓口・相談窓口の担当者に限らず、この規程に準じて誠実に対応するように努めなければならない。

（補則）

第 14 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規程は、令和７年２月１日から施行する。